

急傾斜地崩壊危険区域内での工事等

法令等の名称	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第7条行為の制限） 熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則		
法令等の趣旨	<p>急傾斜地においては、斜面の崩壊による災害を防ぐため、崩壊が助長され又は誘発されるおそれがないように法第7条により、指定地内の行為の制限を行っています。</p> <p>そのため、急傾斜地崩壊危険区域内における工事等の行為については、事前に都道府県知事の許可を受ける必要があります。</p>		
規制対象地域	急傾斜地崩壊危険区域 《急傾斜地崩壊危険区域の確認は、地域振興局へお尋ねください。》		
規制対象行為	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次の各号の1に該当する行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの。 		
許可権者等	知事	県担当部局	本庁 土木部砂防課 出先 熊本土木事務所及び 地域振興局
許可基準等	急傾斜地の保全上支障のないことが基準となります。		